

妊娠に関すること ～赤ちゃんが生まれる前～

○ 妊娠届・母子健康手帳の交付〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

医療機関で発行された妊娠届出書とマイナンバーカード（または、マイナンバー通知カードと身分証明証）を持参してください。母子健康手帳等をお渡しします。

※妊娠届出時の面談後、榛東村出産子育て応援給付金の申請を受け付けます。希望される場合は、振込先口座を確認できる書類（通帳等）を持参してください。

○ 妊婦健康診査〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

妊娠届のときにお渡しする妊婦健康診査受診票により、妊娠中14回の健康診査が受けられます。

※健診を受けたときの住所地市区町村が費用を負担します。妊娠届後に他市区町村へ住所異動をした時は、新しい住所地で受診票の交換手続きが必要になります。

※里帰り等により県外の医療機関にて健康診査を受ける場合は、事前に手続きが必要です。

※多胎妊婦の場合は、妊婦健康診査受診票（14回分）終了後に使用できる、追加の受診票（5回分）をお渡しします。

○ 妊産婦歯科健康診査〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

妊娠届のときにお渡しする妊産婦歯科健康診査受診票により、妊娠中に1回、産後1年以内に1回歯科健診が受けられます。

○ 両親学級〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

助産師や栄養士、保健師等による妊娠・出産・子育てについてのお話、赤ちゃんのお風呂の入れ方などを実施します。

※対象の方には、通知を送ります。

※日程等詳細は、健康カレンダー、村広報誌などをご覧ください。

○ 思いやり駐車場利用証制度〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

群馬県が協定を結んだ施設の駐車場において、利用証をお持ちの方が「思いやり駐車場（車いす使用者用駐車施設）」を利用できる制度です。

《対 象》妊産婦（妊娠7か月～産後6か月）、身体・知的・精神障害者（手帳の等級による）、難病患者等 ※対象期間が過ぎたら、利用証を返還してください。

○ 不妊症・不育症治療費等助成事業〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

不妊症および不育症の治療をされているご夫婦の経済的負担軽減のため、費用の一部を助成します。

《対 象》次の①～④のすべてに該当する方

- ① 法律上の婚姻関係にある夫婦の方
- ② 夫婦の双方またはどちらか一方が申請日時点で榛東村に住所のある方（住民になった日の治療分から助成の対象）
- ③ 医療保険各法の被保険者または被扶養者である方
- ④ 村税の滞納がない方（本人および同一世帯家族）

《助成対象》・医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、不育治療（検査費用を含む）

※群馬県が助成する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けた場合は、県の助成額を引いた額が村の助成金の対象となります。

※入院費や食事代等治療に直接関係のない費用は助成の対象になりません。

《助成内容》・助成対象額の2分の1（千円未満は切捨て）

・1回の上限額 一般不妊治療 5万円、特定不妊治療 10万円、男性不妊治療3万円、不育治療 30万円

・助成回数 同一夫婦1組に対し、通算5回まで（特定不妊治療は、通算10回まで）

※保険適用範囲の拡大に伴い、内容等は変更になる場合があります。

※高額療養費制度の対象の方は先に制度をご利用ください。（高額療養費の支給された額を引いた額が村の助成金の対象となります。）

○ 不妊に関する相談（要予約）〔群馬県不妊・不育専門相談センター ☎027-220-8425〕

群馬県では、不妊治療を専門とする産婦人科医が面談による相談を行っています。（無料）

《予約受付》月曜日～金曜日 午前9：00～午後4：00（祝日、年末年始を除く）

○ 榛東村出産子育て応援給付金事業〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育てに寄り添い、様々なニーズに即した支援をつなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施しています。

《対象》令和4年4月以降に出産または妊娠届出をされた方（これから出産する方・妊娠届出をされる方も含む）

《伴走型相談支援》妊娠・出産・子育てについて、①～③の時期に相談を行います。

①妊娠届出時（保健相談センターで面談）

②妊娠8か月頃（電話連絡）

③赤ちゃん訪問時（ご自宅で面談）

《経済的支援》伴走型相談支援の面談実施後に支給します。

・出産応援給付金：妊婦1人につき5万円（妊娠届出時の面談後）

・子育て応援給付金：対象児童1人につき5万円（赤ちゃん訪問での面談後）

※面談後に申請を受け付けます。申請には、顔写真がある本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、振込先口座を確認できる書類（通帳等）が必要です。

赤ちゃんが生まれたら

○ 出生届〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

出生の日から14日以内に、届出人の住所地、本籍地または出生地の市区町村に届出を行ってください。（出生証明書を添付）

※母子健康手帳を持参し、出生届出済証明を受けてください。

○ 出産育児一時金〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

《支給額》488,000円

※死産・流産でも妊娠85日以上であれば支給します。

※産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は、12,000円の加算金があります。

※分べんされた方が榛東村国民健康保険以外の健康保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等で確認してください。

○ 児童手当〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

子どもが健やかに成長できるように手当を支給します。(公務員の方は勤務先で申請してください)

《支給対象》中学校3年生(15歳)までの児童を養育している方

《支給額》子ども1人につき、

3歳未満 (月額)15,000円

3歳以上小学校修了前 (月額)10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 (月額)10,000円

《支給月》6月、10月、翌年2月

《必要な物》個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード等)、身分証明証、受給者の振込先通帳の写し

※状況に応じてその他必要になる物があります。

《その他》受給者の所得に応じて、特例給付または資格喪失となる場合があります。

○ 子どもの福祉医療〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

医療機関等で保険診療を受診した場合の個人負担分を公費で負担する制度です。

《支給対象》出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

《適用範囲》県内の医療機関等で通院または入院した場合の保険内診療医療費の自己負担分が無料になります。

※保険外診療分は適用外となります。

《使用方法》県内の医療機関等で通院または入院の場合に、健康保険証等と併せて福祉医療費受給資格者証を医療機関等窓口に提示してください。

《その他》①県外の医療機関等での通院または入院では福祉医療費受給資格者証は使用できませんので、医療機関等で自己負担分をお支払いください。申請により支払った自己負担分を返還しますので、領収書などは大切に保管してください。

②勤務先(健康保険証)、住所などが変更になった場合は、福祉医療費受給資格者証の変更手続きが必要になります。福祉医療費受給資格者証、健康保険証をお持ちの上、必ず14日以内に健康保険課に届出てください。

○ 新生児聴覚検査〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

《対象》生後1か月以内に検査を受けた赤ちゃんのお母さん(お母さんの住所が榛東村にある方)

《実施方法》産科医療機関へ受診票を提出し、出生後入院中に検査を受けます。

※検査機器のない医療機関で出生する場合は、お問い合わせください。

※県外の医療機関で検査を受ける場合は、申請により検査費用の一部を助成します。

《助成金額》上限3,000円(1人につき、検査1回)※検査料が3,000円に満たない場合は、その金額。

○ 産後ケア事業〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

委託医療機関で、産後のお母さんと赤ちゃんのケアや育児支援等休息をとることができます。費用の一部は自己負担となります。該当の条件等がありますので、お問い合わせください。

○ 赤ちゃん訪問〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

助産師等がご家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳、体調その他心配なことなどの相談をお受けします。

※訪問する際は、事前に電話で連絡します。

《対象》生後1か月～3か月頃の赤ちゃんとお母さん



○ 養育医療〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

出生後、体重が一定以下である乳児や生活力が薄弱である乳児に対して、その治療に必要な医療費を村などが負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

《支給対象》村内に在住する1歳未満のお子さんで、対象基準のいずれかの症状を有することにより、医師が入院医療を必要と認めた方。（給付を受けられる期間は、出生から1歳の誕生日の前日または退院の日まで）※対象基準については、村ホームページを参照してください。

○ 産婦健康診査〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

妊娠届のときにお渡しする産婦健康診査受診票により、産後2週間頃と産後1か月頃に1回ずつ、健康診査が受けられます。

※健診を受けたときの住所地の市区町村が費用を負担します。妊娠届後に他市区町村へ住所異動をした時は、新しい住所地で受診票の交換手続きが必要になります。

※里帰り等により県外の医療機関で健康診査を受ける場合は、事前に手続きが必要です。

○ 乳幼児健診〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

※日程等詳細は、健康カレンダー、村広報誌等をご覧ください。

《対象》乳児（生後3か月、7か月、10か月）、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児

《会場》榛東村保健相談センター

《内容》身長・体重測定、小児科診察、歯科診察、発育・発達相談、栄養相談、歯科相談など
※内容は年齢により異なります。

※7か月のブックスタートで絵本をプレゼントしています。

○ 先天性代謝異常等検査〔群馬県 生活子ども部 児童福祉・青少年課 ☎027-226-2606〕

生まれつき特定の酵素に異常があって起こる病気を早期発見するために行う検査です。これらの病気を早期に発見し、適切な治療を行うことで、障害の多くを防ぐことができます。

《対象》群馬県内で生まれた赤ちゃん

※里帰り等により県外で出産される場合は、出産される医療機関の所在地を管轄する都道府県または政令市にお問い合わせください。

※採血料などの自己負担があります。

○ **すくすく教室**〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

※日程等詳細は、健康カレンダー、村広報誌などをご覧ください。

《会 場》保健相談センター

《内 容》

内 容	対 象 者	頻 度	受 付 時 間
母乳相談・栄養相談	ご希望の方	毎 月	午前 9:30～10:30
身長・体重測定	ご希望の方	毎 月	午前 9:30～11:30
ベビーマッサージ	生後2か月頃～6か月頃	隔 月	午前 10:30～11:30
リトミック	生後7か月頃～1歳頃	隔 月	午前 10:30～11:30



○ **育児相談タンポポ** (要予約)〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

※日程等詳細は、健康カレンダー、村広報誌などをご覧ください。

《内 容》 身長・体重測定や発育・発達、栄養、歯科などのうち希望される内容の相談



○ **予防接種**〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

接種間隔や回数、対象年齢をよく確認して、医療機関で接種してください。

※契約外医療機関（県外の医療機関等）で受ける場合は、事前に申請が必要です。

種 類	対 象 年 齢	
□タ □タ	□タリックス (1価)	生後6週から24週まで
	□タテック (5価)	生後6週から32週まで
ヒ ブ	生後2か月以上5歳未満	
小児用肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満	
B 型 肝 炎	生後2か月以上1歳未満	
四種混合 (三種混合、不活化ポリオ)	生後2か月以上7歳6か月未満	
B C G	1歳未満	

種 類	対 象 年 齢
麻しん風しん (混合) 【1 期】	1歳以上2歳未満
水 痘	1歳以上3歳未満
日本脳炎 1期	3歳以上7歳6か月未満
麻しん風しん (混合) 【2 期】	小学校就学前の1年間
日本脳炎 2期	9歳以上13歳未満
二 種 混 合	11歳以上13歳未満
子宮頸がん	小学6年生 ～高校1年生の女子



■日本脳炎 特例措置

【対 象 者】平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、規定の回数が受けられていない方

【特例期間】20歳未満まで

■子宮頸がん キャッチアップ接種

【対象者】平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子

【キャッチアップ期間】令和7年3月末まで

■任意予防接種にかかる費用の一部を助成します。

おたふくかぜの予防接種にかかる費用の一部を助成します。(接種は任意)

種 類	対 象 年 齢	接 種 回 数	助 成 額 (1回につき)
おたふくかぜ	生後1歳以上5歳未満	1 回	3,000円

○ **子育て応援♪ 予防接種ナビ**〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

～予防接種スケジュールを自動で作成します～

お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせします。接種忘れの防止にも役立ちます。

《費用》無料 ※通信費、パケット代は自己負担

《アドレス》<http://shinto-vill.city-hc.jp/>

※スマートフォン、携帯電話、パソコンから利用できます。



登録用二次元バーコード

〇 ぐーちょきパスポート〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

群馬県と県内市町村では、子育て家庭を社会全体で応援するため「ぐんまちょい得キッズパスポート」(略称「ぐーちょきパスポート」)を配布しています。協賛店舗で各種特典サービスが受けられます。

《利用対象》18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭

《配布場所》住民生活課、保健相談センター

集いや遊びの場

〇 子育てサロン おはなしアイアイ うたってラララたのしくアイアイ 〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

紙芝居や手遊び、歌など親子で楽しく遊びます。

《対象》乳幼児と保護者

《開催日》毎月1回 午前10:30～午前11:30

※日程等詳細は、健康カレンダー、村広報誌などをご覧ください。

《会場》保健相談センター ☎0279-70-8052



〇 子育て支援センター

子育て支援センターでは、親子の交流促進や子育て相談の援助を行っています。

園の行事に参加したり(行事カレンダーがあります)、専用のお部屋で先生と遊んだりできます。

《対象》乳幼児と保護者

《開催日》月曜日から金曜日(祝日、年末年始等は休み)

《施設一覧》下記施設に直接お問い合わせください。

名称	場所	電話番号	開所時間
コアラクラブ	榛東北部保育園内	0279-54-2900	昼休みを除く 午前9:00～午後4:00
ひよこクラブ	榛東中央こども園内	0279-55-0008	
コスモスクラブ	榛東南部こども園内	0279-54-2572	
にこにこクラブ	榛東村立北幼稚園内	0279-54-3211	午前10:00～午前11:30 ※園行事による休みあり。
たんぼぼクラブ	榛東村立南幼稚園内	0279-54-7877	

〇 読み聞かせ 読み聞かせの会「くれよんぼけっと」による絵本の読み聞かせ

《対象》妊婦、乳幼児と保護者

《開催日》毎月第2火曜日 午前11:00～午前12:00

※変更する場合があります。

子育て支援センター

赤ちゃんと生きたり

集いや遊びの場

子どもの預かり

子育て支援センター

ひとり親家庭のため

夜間・休日の病気の時は

相談したい時は

医療機関・施設等

《会場》南部コミュニティセンター ☎0279-54-0488



○ 榛東村児童館

- 《対象》18歳未満のお子さん
- 《開館日》月曜日から土曜日 午前10:00～午後5:00
- 《休館日》日曜日・祝日・年末年始
- 《お問合せ》☎0279-54-7933 榛東村大字長岡1404番地1

子どもの預かりに関すること

○ 保育園・認定こども園〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

保育施設（保育園、認定こども園の保育部分）は、保護者の事情でお子さんを家庭で保育できないときに、お子さんをお預かりし、保育するところです。入園に関することや保育施設の詳細は、村ホームページをご確認ください。

- 《対象》榛東村にお住まいの生後8週から小学校就学前の子ども
- 《休園日》日曜日、祝日、年末年始等
- 《施設一覧》

区分	名称	住所 電話番号	定員	開所時間	一時 預かり	土曜保 育	延長 保育
私立	榛東北部保育園 (社会福祉法人榛正会)	長岡 1109 0279-54-2900	115	午前7:00～ 午後7:00	○	○	○
私立	榛東中央こども園 (社会福祉法人榛栄会)	山子田 2531-19 0279-55-0008	115	午前7:00～ 午後7:00	○	○	○
私立	榛東南部こども園 (社会福祉法人榛栄会)	広馬場 1763-1 0279-54-2572	145	午前7:00～ 午後7:00	○	○	○

一時預かり（利用は週に3日以内まで）

保育園等に入っていない子どもを一時的に預けることができます。

- 《対象者》保育園等に入所していない児童
- 《申請》直接施設で申請します。お子さんの状況を把握するために事前に打ち合わせが必要になります。
- 《料金》3歳未満児 2,000円
3歳以上児 1,500円
- 《時間》午前8:30～午後5:00 {月曜日から金曜日（祝日、年末年始等は休み）}

○ 幼稚園

子どもにふさわしい環境の中で、生活習慣を身につけながら健康な体をつくり、豊かな創造性を育むことを重点にした幼児教育を受けることができます。村内には公立幼稚園が2園あり、お住まいの区域によって入園できる幼稚園を決定します。

- 《対象》榛東村にお住まいの3歳から5歳の子ども
- 《通園区域》北幼稚園（長岡、山子田、新井の一部）
南幼稚園（広馬場、新井の一部）

《休園日》土日・祝日・学年始休業日・学年末休業日・夏季休業日・冬季休業日・群馬県民の日など

《保育料等》保育料無償

※幼児教育無償化に伴い、保育料・就労等に伴う預かり保育料は無料となっています。

給食費（月額）3,300円（負担内訳：保護者2,970円・村330円）

※金額は改定される場合があります。

《入園受付》直接各幼稚園へお申し込みください。

《お問合せ》榛東村立北幼稚園 ☎0279-54-3211

榛東村立南幼稚園 ☎0279-54-7877

榛東村教育委員会 ☎0279-26-2762

※第3子以降の園児・児童・生徒の給食費は、村が負担します。18歳に達する子どもを含めて、第3子以降のお子さんが榛東村立の幼稚園・小学校・中学校へ入学されている場合の給食費は村が負担します。

※早朝預かり保育と長時間預かり保育、一時預かり保育を実施しています。就労等以外の預かり保育は別途費用が必要です。詳しくは各幼稚園へお問い合わせください。

○ 学童保育所〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

就労等の理由により日中保護者のいない家庭の小学生を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。入所に関することは、村ホームページをご確認ください。

《対象》日中保護者のいない家庭の小学生（小学校1年生～小学校6年生）

《保育時間》月曜日から金曜日 下校時～午後7：00

土曜日・夏季休業日など 午前8：00～午後7：00

《保育費用》保育料（月額）7,000円（8月は10,000円）

※別途おやつ代、教材費が必要です。

《施設一覧》

施設名	住所	電話番号
榛東北部第一・第二学童保育所	榛東村山子田 1258 番地 1	0279-54-0011（第一） 0279-54-0013（第二）
榛東南部第一学童保育所	榛東村広馬場 1156 番地 1	0279-55-1370（第一）
榛東南部第二学童保育所	榛東村広馬場 1156 番地 1	0279-54-0244（第二）
榛東南部第三学童保育所	榛東村広馬場 1155 番地 1	0279-58-8366（第三）
うぐいす学童クラブ	榛東村山子田 2531 番地 19	0279-55-0008

※学童保育所を利用していない方の一時預かりを実施しています。

○ 病児・病後児保育〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

児童が病氣中または病氣の回復期において、保護者が勤務の都合等により家庭での保育が困難なときに、保護者に代わって医療機関等が保育を行うものです。

《施設》病後児保育施設こもれび（榛東中央こども園隣地）

《対象》児童が村内に在住または村内の児童福祉施設を利用、もしくは保護者が村内で勤務している児童で中学校就学前の児童

《利用料》1日あたり1,500円（昼食代別）

《補助金》小学校就学前の児童は、2,000円を上限として利用料の2／3の補助があります。

《申請・お問合せ》 病後児保育施設こもれび

☎0279-55-0008

○ ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けがほしい人（おねがい会員）と子育ての手伝いをしたい人（まかせて会員）が会員となって、一時的なお子さんの世話を有料で行います。保護者が外出する際にお子さんをお預かりしたり、保育園などの送迎を行ったりします。利用促進券が発行されます。

《利用料金》 病気等ではない子どもの場合（1時間あたり）

利用時間	月曜日から金曜日	土・日・祝日
午前7：00～午後7：00	700円	800円
上記以外の時間帯	800円	900円

《対象》 おねがい会員：おおむね3か月～15歳までの子どもの保護者
まかせて会員：20歳以上の心身共に健康で、子育てに意欲があり、自宅で子どもを預かることのできる方

《お申込み・お問合せ》 しぶかわファミリー・サポート・センター ☎0279-22-5200

渋川市渋川1338番地4 渋川すこやかプラザ内（旧渋川総合病院）

○ 産前・産後サポート事業

育児に不安を抱えていたり、体調の回復が十分でなかったりする産前・産後の母親に対し、援助者が自宅を訪問して、家事や育児を行うもので、心身両面からの援助を目的としています。

《対象》 村内に住所のある産前1か月（多胎の場合産前2か月）から産後1年の方

《内容》 ・家事援助（食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等の補助）
・育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴介助、育児相談等）

※生後3か月までについては、育児疲れのリフレッシュを目的とした母親の外出が可能となりました。3か月以降は母親の在宅が条件となります。

《利用時間》 午前9：00～午後6：00のうち1日2時間まで（年末年始を除く）

《利用料金》 3回まで無料4回目以降は1回につき1,700円

《利用方法》 利用希望日の1週間前までに電話でお申込みください。

《お申込み・お問合せ》 しぶかわファミリー・サポート・センター ☎0279-22-5200

渋川市渋川1338番地4 渋川すこやかプラザ内（旧渋川総合病院）

心や身体にハンデのあるお子さんのために

○ 特別児童扶養手当〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

《支給対象》 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している父親または母親、もしくは父母に代わって児童を養育している方

《支給月額》 障害程度区分1級 （月額）53,700円／人
障害程度区分2級 （月額）35,760円／人

扶養義務者（受給者、同住所の親族）が限度額を超えた場合は、支給停止となります。

《支給月》 4月、8月、11月に各4か月分を支給

○ 身体障害者手帳〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

身体に障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。群馬県が発行します。
※指定医による所定の診断書が必要です。
※たて4cm、よこ3cmの写真が必要です。

○ 療育手帳〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

知的に障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。群馬県が発行します。
※18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は心身障害者福祉センターで判定を行います。
※たて4cm、よこ3cmの写真が必要です。

○ 精神障害者保健福祉手帳〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

精神に障害のある方（知的障害のない発達障害を含む）が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。群馬県が発行します。有効期間は2年間です。
※指定医による所定の診断書が必要です。
※たて4cm、よこ3cmの写真が必要です。

○ 自立支援医療（育成医療）〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

身体に障害のある18歳未満の児童で、治療の効果が期待でき、県で指定された医療機関で治療を受ける場合、医療給付が受けられます。
※病気や障害の内容による対象の制限や、世帯収入による医療費の一部自己負担があります。

○ 小児慢性特定疾病医療費助成〔渋川保健福祉事務所 ☎0279-22-4166〕

小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童を対象に、医療費の自己負担の一部を助成します。
※疾病名や症状による対象の制限、生計中心者の収入による一部自己負担があります。

○ 重度心身障害者医療費助成〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

医療機関等で保険診療を受診した場合の個人負担分を公費で負担する制度です。

《支給対象》・身体障害者手帳1級または2級

・障害基礎年金1級

・療育手帳A判定

・特別児童扶養手当1級

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条3号に規定する精神通院医療適用者（定められた医療機関、薬局等の精神通院医療分に限る）



○ 特定疾患患者等見舞金支給事業〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

《支給対象》特定疾患医療給付受給者および小児慢性特定疾患医療給付受給者

○ 障害児福祉手当〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

《支給対象》20歳未満で重度の障害状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする方
※児童が障害を支給事由とする公的年金を受けているとき、児童福祉施設等に入所しているとき、障害者本人および扶養している方の前年の所得が一定額以上の場合には支給されません。

ひとり親家庭のために

○ 児童扶養手当〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

《支給対象》18歳になってから最初の3月31日までの児童のうち、父母の離婚等により、児童を養育している母親または父親もしくは親に代わって児童を養育している方。

《支給月額》所得に応じて支給額を決定しますので、所得、年金受給などにより支給されない場合があります。受給者本人、同居の親族等の所得が限度額を超えた場合は、支給停止となります。

◆全部支給児童1人の場合 44,140円

◆一部支給児童1人の場合 44,130円～10,410円

児童2人の場合は上記金額に10,420円～5,210円、3人以降の場合はさらに6,250円～3,130円ずつ加算されます。

《支給月》奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に前月までの分を支給。

○ ひとり親家庭等医療費助成〔健康保険課 ☎0279-26-2513〕

医療機関等で保険診療を受診した場合の個人負担分を公費で負担する制度です。

《支給対象》18歳未満の児童を扶養している母（父）子家庭および18歳未満で父母のいない児童

○ 福祉タクシー利用補助事業〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

日常生活を営む中で交通機関等を利用することが困難なためタクシーを利用する方に対し、その料金の一部を補助します。

《支給対象》ひとり親家庭の世帯や父母のいない18歳未満の児童を養育している世帯で運転免許や車を所有していない者。

○ 自立支援教育訓練給付金事業〔渋川保健福祉事務所 ☎0279-22-4166〕

就業のための資格取得等を目指す方への給付金制度です。

○ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付〔渋川保健福祉事務所 ☎0279-22-4166〕

ひとり親家庭で育つ児童の経済的な自立を支援するための貸付制度です。

夜間・休日の病気的时候は

○ 渋川地区広域圏夜間急患診療所 ☎0279-23-8899

《所在地》渋川市渋川1760番地1

《診療時間》午後7：00～午後10：00

《診療科目》内科、外科、小児科

※いずれかの診療科目の医師が担当するため、すべての病気に対応できない場合があります。お問い合わせのうえ、受診してください。

○ **救急テレホンサービス（渋川広域消防本部）** ☎0279-23-0099

救急車は必要としないが救急診療を行っている病院・診療所を知りたい場合に、症状にあった病院を紹介します。

《受付時間》年中無休、24時間対応



○ **休日当番医**

新聞各紙、村広報誌などでご確認ください。

○ **子ども医療電話相談** ☎#8000

子どもの急病時、受診した方が良いかの判断に迷ったときに、受診方法や家庭での対処方法について相談に応じます。

《対象》15歳未満の子ども保護者等

《受付時間》月曜日～土曜日 午後6:00～翌朝午前8:00

日曜日・祝日・年末年始 午前8:00～翌朝午前8:00



相談したいときは

○ **しんとう健康ダイヤル24** ☎0120-077-005

24時間年中無休、通話料・相談料無料です。

○ **榛東村保健相談センター** ☎0279-70-8052

《受付時間》月曜日から金曜日（土日・祝日・年末年始を除く）

午前8:30～午後5:15

《相談内容》健康診断、予防接種、育児相談など

○ **子育て世代包括支援センター**〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

妊娠・出産・子育てにかかわる様々な相談に応じます。

○ **母子保健推進員**〔保健相談センター ☎0279-70-8052〕

各区2名の方が、村から委嘱された「母子保健推進員」として活動しています。

乳幼児健診でのお手伝いをしています。

○ **民生委員・児童委員、主任児童委員**〔住民生活課 ☎0279-26-2494〕

地域の身近な相談役として活動しています。生活上の悩みや子どもについての悩みなどの相談に応じています。※7、9、10、20区は2名、その他の区は1名。主任児童委員は各小学校区に1名。

○ **榛東村教育研究所 子ども相談室**〔教育委員会事務局 ☎0279-26-2762〕

学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学などで心配や不安なことがあれば、あらゆる相談に対応します。

○ 障害福祉なんでも相談室 ☎0279-30-0294

《受付時間》月曜日から金曜日 午前8：30～午後5：15
土曜日 午前9：00～午後5：00
(祝日・年末年始を除く)

《相談内容》障害全般、発達障害など

《場 所》渋川市渋川1760番地1 (渋川市福祉庁舎(渋川ほっとプラザ) 1階)

○ 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

《相談内容》虐待と思われる子どもを見つけたとき、すぐに児童相談所に相談ができる全国共通ダイヤル(通話料無料)

○ こどもホットライン24 (群馬県中央児童相談所内)

☎0120-783-884 (携帯電話の方) ☎027-263-1100

《受付時間》年中無休24時間対応

《相談内容》子育て家庭を応援するため、あらゆる子育て中の心配事、不安なこと

○ よい子のダイヤル (群馬県生涯学習センター) ☎027-224-4152

《受付時間》火曜日～土曜日(祝日・休館日は除く)

午前10：30～午前12：30、午後1：30～午後3：30、午後4：30～午後6：30

《相談内容》家庭教育や子供の問題等に関する相談

○ 子ども教育相談室 (群馬県総合教育センター) ☎0270-26-9200

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00

第2・第4土曜日 午前9：00～午後3：00

(祝日・年末年始は除く)

《相談内容》学校・園での生活や学業、生活習慣や養育、発達の遅れや就園就学などに関して

○ 子どもの悩み110番 (渋川警察署) ☎0279-24-8911 (専用ダイヤル)

《受付時間》24時間対応

《相談内容》非行、不良行為、犯罪等の被害、少年の健全育成に関する相談

○ 子育て・女性健康支援センター ☎027-289-4339

《受付時間》月曜日・水曜日・金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

午後1：00～午後4：00

《相談内容》妊娠・出産・子育ての悩み、思春期・更年期の心や体の悩みなど

○ ぐんま妊娠SOS (公益社団法人群馬県助産師会) ☎027-289-4323

《相談内容》思いがけない妊娠や女性の健康等の相談に助産師が対応する。

《電話相談》月・水・金・土は午後6：00～9：00、火・木は午後1：00～4：00

(祝日・年末年始を除く)

《メール相談》24時間相談受付。

返事は毎日午後6：00～10：00

《LINE相談》365日相談受付。

返事は月・水・金・土午後6：00～9：00(祝日・年末年始を除く)



メール相談用



LINE 相談用

医療機関・施設等

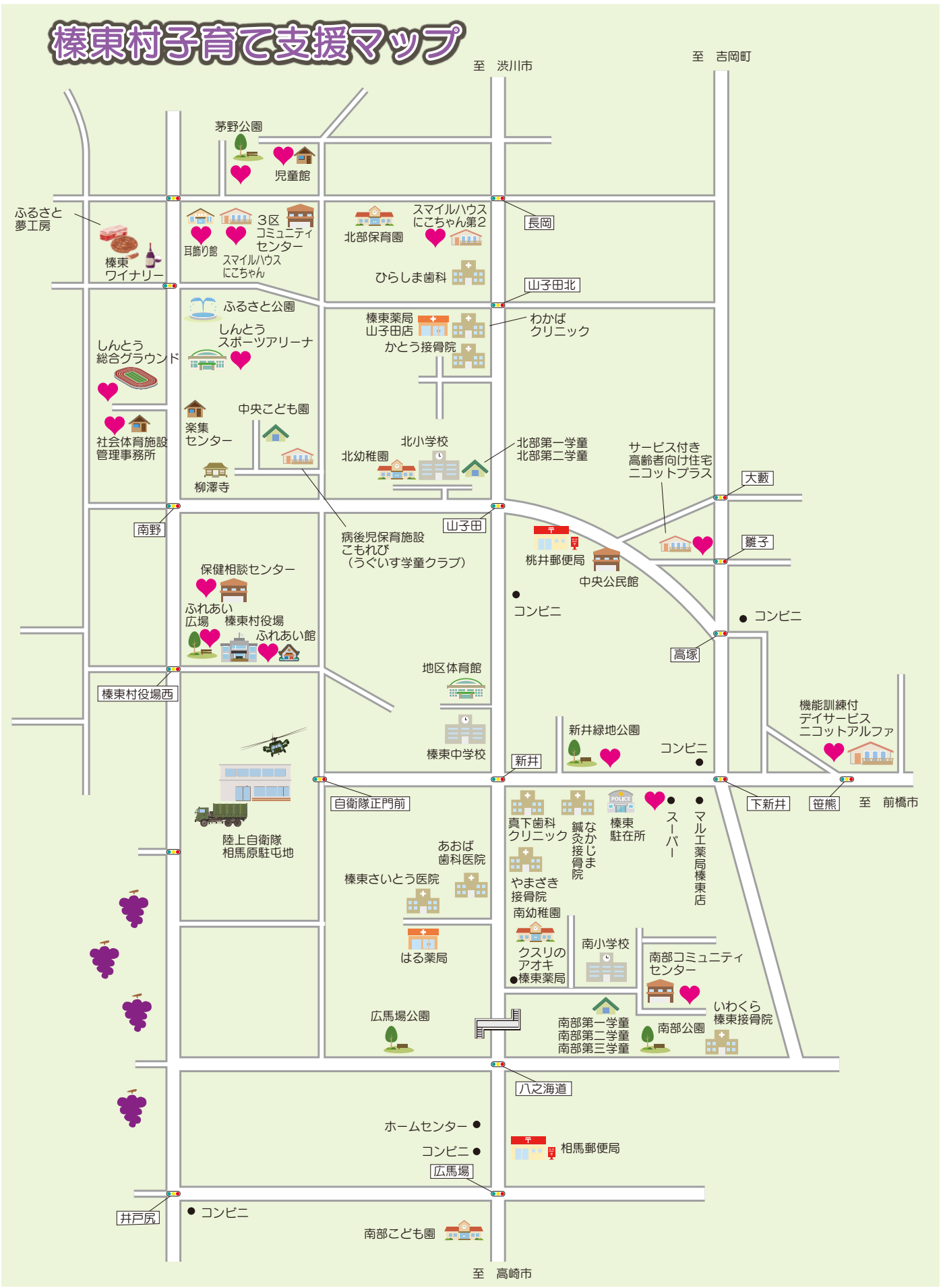
○ 榛東村内の医療機関など

医療機関等名	住 所	電話番号	診療科目
榛東さいとう医院	榛東村大字新井1182番地2	0279-54-1055	内科、小児科ほか
榛東わかばクリニック	榛東村大字山子田1369地1	0279-20-5531	内科ほか
あおば歯科医院	榛東村大字新井1223番地1	0279-25-8820	歯科
真下歯科クリニック	榛東村大字新井1476番地	0279-54-1366	歯科
ひらしま歯科	榛東村大字山子田1464番地1	0279-30-5454	歯科
かとう接骨院	榛東村大字山子田1349番地3	0279-54-8001	接骨
いわくら榛東接骨院	榛東村大字広馬場873番地2サクシードヒルD	0279-25-8666	接骨
やまざき接骨院	榛東村大字新井1363番地7	0279-25-7710	接骨
なかじま鍼灸接骨院	榛東村大字新井1485番地1	0279-70-8787	接骨、鍼灸
榛東薬局山子田店	榛東村大字山子田1369番地4	0279-55-6993	薬局
はる薬局	榛東村大字新井1180番地3	0279-25-8663	薬局
マルエ薬局榛東店	榛東村大字新井2222番地1	0279-30-5131	薬局
クスリのアオキ榛東薬局	榛東村大字広馬場1205番地1	0279-26-8025	薬局

○ 榛東村内の施設など

施設名称	住 所	電話番号
榛東村役場	榛東村大字新井790番地1	0279-54-2211
榛東村保健相談センター	榛東村大字新井793番地2	0279-70-8052
榛東北部保育園	榛東村大字長岡1109番地	0279-54-2900
榛東中央こども園	榛東村大字山子田2531番地19	0279-55-0008
榛東南部こども園	榛東村大字広馬場1763番地1	0279-54-2572
病後児保育施設こもれび	榛東村大字山子田2531番地33	0279-55-0008
榛東村立北幼稚園	榛東村大字山子田1322番地1	0279-54-3211
榛東村立南幼稚園	榛東村大字広馬場1143番地1	0279-54-7877
榛東村立北小学校	榛東村大字山子田1261番地	0279-54-3216
榛東村立南小学校	榛東村大字広馬場1142番地	0279-54-5727
榛東村立榛東中学校	榛東村大字新井598番地1	0279-54-2100
榛東村児童館	榛東村大字長岡1404番地1	0279-54-7933
中央公民館	榛東村大字山子田797番地	0279-54-2573
南部コミュニティセンター	榛東村大字広馬場1088番地	0279-54-0488
榛東村耳飾り館	榛東村大字山子田1912番地	0279-54-1133
榛東北部第一・第二学童保育所	榛東村山子田1258番地1	0279-54-0011 (第一) 0279-54-0013 (第二)
榛東南部第一学童保育所	榛東村広馬場1156番地1	0279-55-1370 (第一)
榛東南部第二学童保育所	榛東村広馬場1156番地1	0279-54-0244 (第二)
榛東南部第三学童保育所	榛東村広馬場1155番地1	0279-25-8366 (第三)
うぐいす学童クラブ	榛東村山子田2531番地19	0279-55-0008

榛東村子育て支援マップ



♥ は「赤ちゃんの駅」登録施設(おむつ替えや、一部授乳のための個室あり)

妊娠中
赤ちゃんが生ま
集いや遊びの場
子どもの預かりこ
心や身体にハントのあ
おむつ替えのため
ひとり親家庭の
夜間・休日の
相談したい時は
等 医療機関・施設